

名古屋港北浜ふ頭地先埋立計画に関する環境配慮に対する環境省意見

平成 23 年 4 月に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)により、環境影響評価法に配慮書手続が新たに加えられ、事業の早期段階において、環境配慮事項の検討が行われることとなった。改正法の配慮書手続に係る規定の施行は平成 25 年 4 月 1 日であるが、衆議院及び参議院の各院においてなされた附帯決議において、改正法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、改正法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導されるべき旨が示されたところである。

また、名古屋港港湾計画に関しては、平成 24 年 3 月に一部変更されたところであるが、本件が同年 3 月 12 日開催の交通政策審議会第 48 回港湾分科会において審議されるに当たり、環境省から国土交通省宛に、改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、当該埋立事業の早期段階から環境配慮に努めるよう、意見(以下「環境省意見」という。)を述べたところである。

これを踏まえ、港湾管理者である名古屋港管理組合において、当該埋立計画を港湾計画に位置づけた際のプロセスや、事業が周辺海域に及ぼす影響を整理し、当該埋立計画に係る環境配慮について検討することとされた。

配慮書手続としては、本来、計画立案の段階でこれらの検討がなされるべきではあるが、今回、有識者による検討委員会や一般からの意見募集を行うなど、改正法の施行前に同法の趣旨を踏まえた検討が自主的に行われたものと考えられる。

今般、本検討に関し、名古屋港管理組合管理者より環境の保全の見地からの意見を求められたため、以下のとおり意見を述べる。なお、本意見は、平成 24 年 4 月に改正した基本的事項(環境庁告示平成 9 年第 87 号)の考え方を基として述べるものである。

(1) 複数案の設定

本検討においては、環境配慮の検討に当たり、埋立地の形状について、「現計画(A案)」及び「埋立地分離形式(B案)」の2案が設定されているが、両案の設定に当たって与えられた前提条件や考え方が明らかではないため、これらをその検討経緯とともにより具体的に方法書に記載すること。また、現実的である限り、当該事業を実施しない案も提示されるべきであるため、これを案に含めなかった理由についても、方法書に記載すること。

(2) 評価項目の選定並びに調査、予測及び評価

本検討において示された資料においては、評価項目やその調査、予測及び評価の手法の選定の考え方が必ずしも明らかではないため、これらが選定された理由

及びその妥当性を、検討経緯とともに、より具体的に方法書に記載すること。特に環境の状態の変化又は環境への負荷の量については、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な判断が困難な場合は定性的に把握することにより行うものであるため、この点の考え方についても方法書において明らかにすること。

(3) 総合的な評価

本検討においては、「環境面」、「社会面」及び「経済面」からそれぞれ評価項目が示され、全ての評価項目を総合的に判断した結果により、優位となった案が選定されているが、環境影響評価法に定める配慮書手続は、「環境面」の評価項目ごとの重大な環境影響を比較整理し、それらを回避・低減すべく評価を行うべきものである。このことから、方法書において、重大な環境影響を回避・低減する観点からA案又はB案が選定された理由を明らかにするとともに、選定された案について、環境影響が事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているか評価し、これを記載すること。

(4) 今後の環境影響評価手続における留意事項

環境省等意見への見解

本環境省意見及びパブリックコメントにより募集した一般からの意見については、意見の内容及びそれに対する事業者の見解を明らかにし、方法書に記載すること。

水域環境への影響

本検討の結果、A案及びB案のどちらを選択した場合においても、海水交換時間の変化、北浜ふ頭前面海域の流況の変化に関する予測を基に、周辺海域の水質(COD、全窒素、全りん等)に対する影響が懸念されるものと評価されている。しかし、これらは定性的な予測であり、定量的な変化は予測できていないこと、また、事業実施区域を含む閉鎖性海域の伊勢湾では、水質環境基準の達成率が低く、海底の貧酸素化等が見られる状況にあり、さらに事業実施区域の周辺海域においては、近年、CODに係る環境基準が達成されていないことから、今後の環境影響評価手続を実施するに当たっては、水質シミュレーションによる定量的かつ詳細な予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

野生生物への影響

埋立予定地周辺では、ミサゴ、コアジサシ等の希少な鳥類の飛来や採餌が確認されているほか、近傍には、日本有数の渡り鳥の飛来地であり、国指定鳥獣保護

区及びラムサール条約湿地である藤前干潟も存在している。

今後の環境影響評価手続を実施するに当たっては、海域生態系への影響のみならず、工事の実施や埋立地の存在による陸域生態系への影響にも配慮し、これらの良好な自然環境の保全及び創出について検討するため、専門家等による助言を受けながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

護岸の構造等の検討

今後の環境影響評価手続を実施するに当たっては、埋立用地の護岸の構造、工法等による環境配慮によって、更なる環境影響の回避・低減を検討すること。

(5) 浚渫土砂の低減及び有効活用並びに埋立抑制

名古屋港内においては、平成22年6月より「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」として、同港内で「中長期的に必要と考えられる整備」によって発生する浚渫土砂3,800万 m^3 の受入先となる土砂処分場の設置を検討している。このことから、本事業の実施に当たっては、同港内で発生する浚渫土砂を使用し、新たな埋立て処分は可能な限り回避するよう努めること。また、長期的、総合的な視点から、発生量の低減、広域的視点も含めた有効活用及びそれらの技術開発の促進について、専門家による助言を受けて具体的に検討すること。